

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	14 1 06 027716	000
法人番号	2021001043075	

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)			協定の有効期間	
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 三代目鳥メロ伊勢原駅南口店		(〒 259-1132) 神奈川県伊勢原市桜台1丁目1-14 第2牧野ビル 2F (電話番号: 0463-90-1577)			令和7年3月1日から1年間	
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			
					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
① 下記②に該当しない労働者	臨時的受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等	ホール・キッチン	19人	8時間00分	6時間	45時間	360時間	
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
	臨時的受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等		ホール・キッチン	19人	年間105日、勤務シフト表による (1か月単位の変形労働時間制)		1か月に2日	各人別に定めた 各日10時間以内
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(チェックボックスに要チェック)</p>								



時間外労働
休日労働に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		令和7年3月1日	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)				法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
1. 特別に顧客が集中し、通常の延長時間では処理できない時 2. 宴会等臨時業務が多数発生し、特別に労働時間を延長する必要がある時	ホール・キッチン	19人			6回	75時間	25%	720時間		25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑤	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 労働者の勤務状態及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 社員
氏名 清水 楓花

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(信任による同意)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

使用者 職名 株式会社横浜サザンハビネス
氏名 代表取締役
高氏 主税



平塚 労働基準監督署長殿

時間外労働 に関する協定届
休日労働

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

労働保険番号	<input type="checkbox"/>
法人番号	2021001043075

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間		
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 愛媛屋店		(〒 244-0816) 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町464 (電話番号: 045-390-0033)		令和7年3月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者					法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数
		急な来客対応、突発的な人員不足等	接客	3人	8時間00分	6時間	45時間	360時間
			調理	3人	8時間00分	6時間	45時間	360時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		
	急な来客対応、突発的な人員不足等		接客	3人	勤務シフト表による (1か月単位の变形労働時間制)	1か月に2日		
		調理	3人					
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>								



時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	14 1 06 027716 000
法人番号	2021001043075

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 三代目鳥メロ戸塚西口店		(〒 244-0003) 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 16-12 フタバビル3階 (電話番号: 045-869-6255)				令和7年3月1日から1年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)			
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等	ホール・キッチン	18人	8時間00分	6時間	45時間	360時間	起算日 (年月日)	令和7年3月1日
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
	臨時の受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等		ホール・キッチン	18人	年間105日、勤務シフト表による (1か月単位の变形労働時間制)		1か月に2日		各人別に定めた 各日10時間以内
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(チェックボックスに要チェック)</p>									



時間外労働
休日労働に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		延長することができる時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)				法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		
1. 特別に顧客が集中し、通常の延長時間では処理できない時	ホール・キッチン	18人			6回	75時間		25%	720時間	25%	
2. 宴会等臨時業務が多数発生し、特別に労働時間を延長する必要がある時											
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑧	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 労働者の勤務状態及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

アレル仕
椿 奈々

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

信任による同意

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

横浜西 労働基準監督署長殿

使用者

職名
氏名

株式会社横浜サザンハピネス
代表取締役
高氏 主税

7.3.10

郵送受付



時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□ 都道府県 市区 管轄 基礎番号 枝番号 統一認定番号
法人番号	2021001043075

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 焼肉南幸苑店		(〒 246-0022) 神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境15-4 葵ビル 2階 (電話番号: 045-369-1129)				令和7年3月1日から1年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
						1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	令和7年3月1日
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	急な来客対応、突発的な人員不足等		接客	15人	勤務シフト表による (1か月単位の変形労働時間制)		1か月に2日		勤務シフト表による
			調理	15人					
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(チェックボックスに要チェック)</p>									



時間外労働
休日労働に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)				法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)
急な来客対応、突発的な人員不足等 繁忙期の対応 催事・イベントの対応等	接客	15人	6時間		6回	75時間	25%	720時間		25%	
	調理	15人	6時間		6回	75時間	25%	720時間		25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 片山 伸
氏名 藤原 勇希

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (挙手に拠る)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

横浜西 労働基準監督署長殿

使用者 株式会社横浜サザンハピネス
職名 代表取締役
氏名 高氏 主税



時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	14 1 06 027716 000
法人番号	2021001043075

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間		
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 三代目鳥メロ横浜西口南幸町店		(〒 220-0005) 神奈川県横浜市西区南幸 2-13-7 エムエスビルⅡB1F 三代目鳥メロ横浜西口南幸町店内 (電話番号: 045-412-1473)				令和7年3月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数
		臨時の受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等	ホール・キッチン	16 人	8時間00分	6時間	45時間	360時間		
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	臨時の受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等		ホール・キッチン	16 人	年間105日、勤務シフト表による (1か月単位の変形労働時間制)		1か月に2日		各人別に定めた 各日10時間以内	
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(チェックボックスに要チェック)</p>										



時間外労働 休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		起算日 (年月日)	令和7年3月1日
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)				法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		
1. 特別に顧客が集中し、通常の延長時間では処理できない時	ホール・キッチン	16人			6回	75時間		25%	720時間		25%
2. 宴会等臨時業務が多数発生し、特別に労働時間を延長する必要がある時											
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑧	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 労働者の勤務状態及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 社員
氏名 友清 優佳

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (信任による同意)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

横浜北 労働基準監督署長殿

使用者 職名 株式会社横浜ザンハピネス
氏名 代表取締役 高氏 主税



時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	14 1 06 027716 000
法人番号	2021001043075

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 三代目鳥メロ横浜東口店		(〒 220-0011) 神奈川県横浜市西区高島 2-6-32 横浜東口ウィスポーツ ビル2階 三代目鳥メロ横浜東口店内 (電話番号: 045-444-1538)				令和7年3月1日から1年間	
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
	① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等	ホール・キッチン	10 人	8時間00分	1日 法定労働時間を 超える時間数	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで) 法定労働時間を 超える時間数	起算日 (年月日)	令和7年3月1日
	② 1年単位の变形労働時間制 により労働する労働者					所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)
休日労働		休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
		臨時の受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等	ホール・キッチン	10 人	年間105日、勤務シフト表による (1か月単位の变形労働時間制)		1か月に2日		各人別に定めた 各日10時間以内
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>									



時間外労働に関する協定届 (特別条項)
休日労働

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		令和7年3月1日
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)				法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	法定労働時間を超える時間数	
1. 特別に顧客が集中し、通常の延長時間では処理できない時 2. 宴会等臨時業務が多数発生し、特別に労働時間を延長する必要がある時	ホール・キッチン	10人			6回	75時間	25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑧	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 労働者の勤務状態及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 2025年2月28日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

アルバイト
谷口 彰敏

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法() 信任による同意

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2025年2月28日

使用者

職名
氏名

株式会社横浜サザンハビネス
代表取締役
高氏 主税

横浜北 労働基準監督署長殿

